

告 示

埼玉県教委告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立神川げんきプラザの指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

神川フィールドパートナーズ

東京都世田谷区用賀四丁目十番一号

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで